

「令和5年度いわて新農業人チャレンジファーム第21回研修を開催しました！」

第21回の研修は、令和5年11月17日(金)、18日(土)に盛岡市勤労福祉会館で行いました。

今回の講義は、農業に関する基本法令、農地関係法令、実習ほ場の管理(秋じまい)等についての講義を行いました。

始めに、農業に関する基本法令では、食料・農業・農村基本法のうち、担い手対策に関する内容についての講義を行いました。

2024年に25年ぶりの改正に向けて内容が見直されていることや現在が農業の転換点であること、また、担い手の対象を広げて多様な人材で農業生産の維持を図ろうとしていることを学び、今後の動向について注目していきたいと感じました。

農地関係法令についての講義では、一般社団法人岩手県農業会議の三浦良夫農地相談員を外部講師にお招きし、農地法の目的や権利移譲、

農地転用許可制度等の概要についてご説明いただきました。

農地取得の要件や経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、下限面積要件が廃止されたことなど、担い手にとって追い風になる事項があり、受講生には非常に有益となる講義でした。

聞きなれない用語が多く飛び交う講義でしたが、今回学んだことを活かして今後の営農等に役立てていただきたいと思います。

研修の最後に、露地ほ場及びパイプハウスの秋じまいについての講義を行い、ほ場への有機物の投入並びに耕起により、病害虫や雑草の種子を凍死させたり排水性の改善や土壌の肥沃化に繋がることを学びました。

次回の研修は、12月2日(土)に同施設で、竹澤農業普及技術課総括課長による特別講義を予定しております。



講義：「農業に関する基本法令」の様子



熱心にメモを取る受講生



講義：「農地関連法令」の様子
講師：三浦 良夫 農地相談員(中央)



講義：実習ほ場の管理(秋じまい)等の様子